

「学校いじめ防止基本方針」

長野市立北部中学校

平成29年4月1日

1 いじめの防止等のための対策に関する基本方針

(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条第1項)

(基本理念)

いじめは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」である。

このいじめの定義には、

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

という4つの要素しか含まれていない。かつてのいじめの定義には「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていない。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止と学校及び職員の責務)

生徒は、いじめを行ってはならない。学校及び職員は、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し（早期対応）、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめを許さない指導

いじめを許さない学校としていくためには、子どもたちの友人関係の基本となる学級経営を大切に考えていく必要がある。

本校においては、以下のように指導・支援を行って、毎日の学級づくりに取り組んでいく。

① 授業の改善

全職員がわかる授業に努め、公開授業を通して、授業規律、教科指導、生徒指導等の観点から互い意見交換を行い改善を図る。

② 道徳教育の充実

各学年における道徳教育の目標にもとづき、各学年の発達段階を大切に資料や学習の展開を工夫して授業を行う。

③ 人権・福祉教育の充実

〈人権同和教育旬間（5月・11月）〉

- ・いじめや差別についての事前アンケート調査（年間3回）
- ・校長講話
- ・人権教育授業参観、学級懇談会（11月）
- ・人権作文や標語等へ応募

④ 校内研修の充実

- ア 発達障害への理解と対応 一学期
- イ 人権同和教育研修 二学期
- ウ インターネット犯罪への対応研修
パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）への理解と指導のあり方等について

(2) いじめの早期発見・早期対応について

- ① いじめの早期発見アンケートチェックの実施（年3回）
- ② いじめの早期対応のポイント 【別表1 フロー図 参照】

★ いじめられている生徒には ★

いじめられている生徒への対応は、言い聞かせることではない。
まず、何より本人の訴えを、本気になって傾聴することである。

- 受容→つらさや悔しさを十分に受け止める。（傾聴の姿勢）
 - 安心→具体的な支援内容を示す。（教師は絶対的な味方）
 - 自信→良い点を認め励まし、自信を与える。
 - 回復→人間関係の確立を目指す。（交友関係の醸成）
 - 成長→自己理解を深め、改善点を克服する。（自立の支援）
- ※心理的ケアを十分に行うことが重要である。

★ いじめている生徒には ★

その場の指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで、注意深く継続して徹底的に指導していく必要がある。

- 確認→いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。
(はっきり確認がとれるまでは、頭ごなしに決めつけない)
- 傾聴→不満・不安等の訴えを十分に聞く。(受容的態度)
- 内省→いじめられている児童生徒のつらさに気づかせる。
(いじめは絶対にいけないことの指導)
- 処遇→課題解決のための援助を行う。(いじめのエネルギーの善用を図る)
- 回復→役割体験等を通じて所属感を高める。(成長への信頼)

★ いじめられている生徒の保護者には ★

教師と保護者の、いじめに対する基本的認識のズレが問題を複雑にする

- いじめの事実を正確に伝える。
- 学校はいじめられている生徒を守る、という姿勢を示す。
- 信頼関係を構築する。→不用意な発言はしない
- 家庭との連絡を密にとる→被害者の保護、加害者の指導、学級内の人間関係の改善、加害者の保護者への協力依頼
- 被害者の保護者に、具体的な取組をきちんと伝えて、理解を得る。

★ いじめている生徒の保護者には ★

いじめの事実を正確に伝え、具体的な対処法や今後の生活について指導・助言し、保護者の協力を得る。

- 事実をきちんと伝える。
- 保護者の心情を理解する。(怒り・情けなさ・自責の念・今後への不安など)
- 具体的な助言を与え、子どもの立ち直りを目指して協力してもらう。

★ 学級には ★

教師は、「いじめを許さない」という毅然とした姿勢を、学級に示す

- 具体的事実に基づいて話し合う。(当事者の了解・配慮)
- いじめられた生徒に共感させ、いじめた生徒も学級集団に情緒的に取り込むようにする。
- 傍観等の意味を考えさせ、人権意識の芽を育てる。
- いじめの行為がなくなるだけでなく、傍観したり無関心であったりする意識を転換し、友情を基盤とする学級を目指す。
- 意図的・継続的に学級に働きかけ、確実に指導していく。
- 連帯感の育成、人間関係づくり(自己存在感)

★ 関係機関との連携 ★

いじめを発見したら、教師一人で抱えることなく、校内での報告・連絡・相談はもちろん、各関係機関との連携を図る。

- 校内いじめ防止対策委員会を中心に、教育委員会の指導をうける。
- 学校・家庭・関係機関(相談機関・警察等)との連携を日頃から図っておき、学校内外の相談窓口の周知を図る。いじめ問題への対応及び緊急体制について、全教職員で確認をしておく。

4 いじめに対する措置

【別表2 フロー図 参照】

- (1) 教職員や保護者は、生徒から相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、校長・教頭へ通報し、適切な措置をとる
- (2) 学校は、通報を受けたときや学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われる時は、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を校長へ報告する。
- (3) いじめがあったことが確認された場合は、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者への支援や、いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う
- (4) 必要のある場合は、いじめを行った生徒を別室で学習させる等、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにする。
- (5) いじめの事案に係る情報を、いじめを受けた生徒の保護者やいじめを行った生徒の保護者と共有するための連絡や会合をもつ。
- (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処し、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄の警察署に通報し、適切に援助を求める。

5 校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、生徒がいじめを行っている場合で教育上必要があると認めるときは、適切な懲戒を加えることができる。

6 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大な事態が発生した旨を長野市教育委員会・長野県教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。【別表2】
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 学校評価に対する留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- (1) いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- (2) いじめの再発を防止するための取組に関すること。

長野市立北部中学校 いじめの防止基本方針 フロー図

いじめの未然防止

いじめ等対策委員会

毎月1回の定例会

校長 教頭 教務主任

生徒指導主事

全学年主任 部活動主任 養護教諭

学校

<授業の充実>

- 一人ひとりがわかる授業
- 一人ひとりが活きる授業
- 授業の規律が守られる

<道徳教育の充実>

- 人を思いやる心の育成
- いじめを許さない心の育成
- 情報モラル教育の推進

<人権・福祉教育の実現>

- 人権同和教育月間
- 各種奉仕活動への参加
- 生き方についての学習

<職員の研修・自覚>

- 発達障害への理解と対応
- 不祥事防止対策研修
- 情報モラル教育研修

いじめ防止五箇条を合い言葉に！

【人を思いやる心、命を大切にすることを進めています】

「心」の大切さについてふれる機会を大切にしています

【早期発見・早期対応に努めます】

「悪ふざけと思った」「遊んでいると思った」こういった言い訳は許されません。

【チームで対応します】

必ず学年全体の問題と捉え、学年職員全体で取り組みます。

【毅然とした対応をします】

「いじめを許さない」という雰囲気为学校全体の生徒から感じられる学校を目指します。

家庭

- 我が子への思いを大切に育てる
- 良好な親子関係
- 人を思いやる心の育成
- いじめを許さない心の育成
- 携帯、インターネットの管理
- 勤労・奉仕する心を育てる

地域

- 我が地域の子どもの育てる自覚の啓蒙
- 地域が子どもを守る姿勢の育成
- あいさつと声かけによるスキンシップ
- 地区行事への子どもの参加奨励
- 学校ボランティア活動への参加

いじめの早期発見

常に外に開き、内に関く・・・情報をオープンにしていく
傾聴の姿勢と強い絆・連携・・・多くの目で見守っていく

学校（傾聴の姿勢の重視）

- アンケートの実施
- 個別面談の実施
- 職員全体での指導
- 相談窓口の周知
- 欠席遅刻情報の共有
- ネットパトロール
- 生活ノート・日記の活用
- スクールカウンセリング

家庭（学校との連携の重視）

- わずかな変化を見落とさない親子関係
- 持ち物の変化への気づき
- 学校との信頼関係の構築
- ネット依存度の変化への対応

別表2

いじめへの対処

いじめ対応チーム

- 校長 教頭
- 教務主任
- 生徒指導主事
- 養護教諭
- 当該学級担任

事案発生

素早く対応

- ・本人からの聞き取り
- ・周囲からの聞き取り

学級担任
部活動顧問

緊急対応会議

事案の緊急度の判断
対応のあり方について

判断

重大な事案、緊急を要する事案

- 事実関係を明らかにするための調査・聞き取り
- 被害者の心のケア ○保護者への協力要請
- 関係機関への協力要請・報告
警察 児童相談所 市教委 県教委
- 被害拡大の抑止
加害者の確保 個人情報漏洩の抑止

落ち着いた対応が必要な事案

- 被害者の心のケア
- 保護者への協力要請
- 関係機関への協力要請・報告
- 因果関係を詳細に突き詰める

拡大いじめ対応チーム

- 校内いじめ対応チーム員
- P T A 正副会長
- 学校評議員
- 警察 市教委
- 児童相談所

各種説明会

- 正しい理解を得るための説明
- 関係者説明会
- 学級保護者懇談会での説明会
- 臨時P T A 総会での説明会

心にしみる指導・援助

<被害児童生徒へ>

- 傾聴の姿勢
- 教師は絶対的な味方
- 自信を与える
- 交友関係の醸成
- 自立の支援

<加害児童生徒へ>

- 傾聴の姿勢
- 不満・不安の解消
- 被害者の立場に立たせて
- 問題解決のための援助
- 所属感を高める

<保護者へ>

- 事実を正確に伝える
- 保護者の心情を理解する
- 連絡をさらに密にする
- いじめを絶対に許さない姿勢を示す